

令和2年7月14日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
健保担当理事 倉岡 隆

新型コロナウイルス感染症に対しての臨時的な取扱いについてのまとめ

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

神奈川県医師会より、標記の件について通知がまいりましたので別紙の通りお知らせ致します。

## 新型コロナウイルス感染症に対する臨時的な取扱い その2～23までのまとめ

政府の2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定を受けて以降臨時的な取扱いがその23まで発出されている。

以下にその中で重要と思われる点を簡潔にまとめる。新しい事務連絡により解釈が変更されることもあることをご理解いただきたい。

### 2月28日 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(以下臨時的な取扱い) (その2)

この通知で『再診』患者について電話や情報通信機器(オンライン診療)による処方箋を発行することが認められた。→4月10日通知(その10)で、この通知が削除された。

### 3月2日 臨時的な取扱い(その3) 病院向け

外来診療料を算定する医療機関においても、電話再診料の算定で処方箋を発行しても良いとされた。

### 3月12日 臨時的な取扱い(その5) 注意!

電話再診でも院内調剤で処方を行うことが認められた。

電話再診でも、療養に必要な注意や指導を行い、十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合には、在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算を算定できるとされた。

インスリン治療などはアルコール綿や血糖測定チップを郵送するなどすれば上記を満たすと考えられます。

※CPAP治療については厚生労働省の見解が出ておらず、電話再診では認められない可能性があります。

現在は臨時的取扱いにより認められている

### 3月19日 臨時的な取扱い(その6)

慢性疾患以外についても処方することが認められた。→4月10日通知(その10)でこの通知が削除された

### 3月27日 臨時的な取扱い(その7)

電話再診の際の慢性患者の管理料(特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣管理料)の算定が認められた。

当該管理料の情報通信機器を用いた場合(オンライン診療の管理料のこと)の100点と定められた。

⇒この100点は4月10日以降算定が削除された。

### 4月3日 臨時的な取扱い(その8)

スタッフが濃厚接触者となり出勤できない場合や定員超過など当面の間は施設基準が従前の通り保たれているものとして差し支えないと示された。

**4月8日 臨時的な取扱い(その9)** 重要!

院内トリアージ実施料の算定についての通知

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版に従い、院内感染防止に留意した対応を行うことで施設基準の届け出無く算定可能となった。算定は4月8日～算定の条件や方法は、医師会会員ホームページの通知を確認されたい。

<https://member.yokohama.kanagawa.med.or.jp/news/62721/>

**4月10日 臨時的な取扱い(その10)** 重要!

**初診から電話や情報通信機器(オンライン診療)での診察が認められた。**

**(1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について**

- ・初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合は、A000 初診料 214 点を算定できる。

《注意点》

- ・基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。  
基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする。
- ・麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤(抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)の処方をしてはならない。

**(2) 新型コロナウイルスの確定例の患者(自宅や宿泊施設にいる軽症者)に対する診療等について**

- ・自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する処方であることが分かるよう、処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載する。
- ・薬剤の配送において、配送業者が病名を知ることになるため、患者に同意を取ること。

**(3) 管理料の取り扱いについて【4月10日以降の対応】**

**電話再診料+処方箋料+算定告示 B000 の2に規定する 147 点(月1回のみ)**

算定に該当する管理料

特定疾患療養管理料・小児科療養指導料・てんかん指導料・難病外来指導管理料・  
糖尿病透析予防指導管理料・地域包括診療料・認知症地域包括診療料・生活習慣病管理料

上記は、本来電話再診では認められない特定疾患療養管理料や小児科療養指導料など代えて、特例的に147点の管理料を算定できる措置である。

そのため算定に当たっては従前の通り、初診日から1か月を経過したのちの再診日で、かつ当該管理料を算定すべき患者の状態や服薬に関して医学的に指導を行った場合に算定できるものと理解されたい。

オンライン診療の規定が守られている場合には、通常のオンライン診療で算定可能

- (4) オンライン診療を実施するための研修受講の猶予時限的・特例的な取扱いが継続している間は、才

オンライン診療についての研修を待たず、オンライン診療を実施しても差し支えない。ただし、本事務連絡が廃止された場合は、実施できなくなることに留意すること。

(5)被保険者証の確認について

医療機関へ写しをファクシミリ送付、又は、電子データを電子メールに添付して受給資格の確認を行う。公費負担医療制度の利用に当たっては、別の通知で示された。(4月10日)

(6)一部負担金の支払方法について

銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

**4月14日 臨時的な取扱い(その11) 重要!**

**院内トリアージ実施料に関して初診・再診を問わず、「新型コロナウイルス感染症またはその疑いのある患者」に対して、院内感染防止の処置を取ったうえで算定できるようになった。詳細な規定は別紙医師会通知を参照されたい。<https://member.yokohama.kanagawa.med.or.jp/news/62721/>入院施設要件などについても追加で緩和策が示された。**

**4月18日 臨時的な取扱い(その12) 入院院医療機関向け 重要!**

ECMOや人工呼吸器による管理を行う場合の点数が示された。

**4月22日 臨時的な取扱い(その13) 重要!**

通院・在宅精神療法を算定していた患者について電話や情報通信機器を用いた診療を行い、当該計画に基づく精神療法を行う場合には、**算定告示 B000 の2に規定する 147 点(月 1 回のみ)**を算定できる。

**4月24日 臨時的な取扱い(その14) 重要!**

(1) 小児科外来診療料や小児かかりつけ診療料の施設基準の届け出を行っている医療機関において、6歳未満の患者に対して、初診・再診にたいしても電話や情報通信機器を用いた診療を行えると明示された。

4月10日の(その10)などの別紙連絡や留意事項を踏まえることとされた。

**例) 小児かかりつけ診療料を算定する対象の患者に、電話・初診で診療し処方箋を交付する場合  
⇒ 初診時 631 点に加算ではなく、代わりに初診料の注2に規定する 214 点を算定する。  
電話再診であれば、電話再診料の点数となる**

(2) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者に対して往診等を実施する場合にも、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合には**院内トリアージ実施料(300 点)を算定できる。**

(3) 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料 (以下「在医総管等」という。)を算定している患者について、電話再診した場合の取り扱いが示された。

①「月 2 回以上訪問診療を行っている場合」を算定している場合

- ・ 訪問診療を 1 回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施した場合は、当月に限り、「月 2 回以上訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定できる。
- ・ 次月以降、訪問診療を 1 回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施した場合は診療計画を変更し、「月 1 回訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定する。ただし、電話等のみの場合は算定不可。

②令和 2 年 3 月に「月 1 回訪問診療を行っている場合」を算定している場合

- ・ 令和 2 年 4 月に電話等を用いた診療を複数回実施した場合は、「月 1 回訪問診療を行っている場合」を算定する。

なお、令和 2 年 4 月については、緊急事態宣言が発令された等の状況に鑑み、患者等の同意を得た上で電話等による診療のみの場合であっても、在医総管等を算定できる。

4月27日 臨時的な取扱い(その 15) 歯科関連のため省略

4月30日 臨時的な取扱い(その 16) 薬剤関連のため省略

5月15日 臨時的な取扱い(その 17)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給する際に、被保険者等が、当該傷病手当金の支給のために必要な意見書の交付を求めた場合については、B012 傷病手当金意見書交付料を算定することとなった。

5月25日 臨時的な取扱い(その 18)

DPC 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、PCR 検査料(1800 点又は 1350 点)及び微生物学的検査判断料(150 点)並びに抗原検査料(600 点)及び免疫学的検査判断料(144 点)については出来高で算定することが可能となった。

5月26日 臨時的な取扱い(その 19)

(1) 専用病床の確保などを行った上で重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、重症の新型コロナウイルス感染症患者について、**救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料又は新生児治療回復室入院医療管理料(以下「特定集中治療室管理料等」という。)**を算定する場合には、**通常点数の3倍相当を算定できることとなった。**

中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者(入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)については、**14 日を限度として1日につき救急医療管理加算1の 100 分の 300 に相当する点数(2,850 点)を算定できることとなった。**

- (2) 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関においてはいずれの入院料を算定する場合であっても、**二類感染症患者入院診療加算(250 点)**を算定できることとなった。

### 6月2日 臨時的な取扱い(その 20)

- (1) 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に **A001 再診料の注4から注7までに規定する加算又は注 11 に規定する加算が算定可能となった。**
- (2) 慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、**A002 外来診療料の注7から注9までに規定する加算が算定可能となった。**
- (3) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、**A000 初診料の注6から注9までに規定する加算が算定可能となった。**

### 6月 11 日 臨時的な取扱い(その 21)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。)に対する訪問看護を実施する場合についての取扱いが示され、精神科訪問看護・指導料についても、医師から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該患者の看護を行えば、精神科訪問看護・指導料及び当該加算の算定可能となった。
- (2) 新型コロナウイルスへの感染を懸念した訪問看護ステーションの利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合に、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定できることとされている。医療機関における訪問看護・指導料についての取扱いも下記のとおり示された。
- ・在宅患者訪問看護・指導料又は同一建物居住者訪問看護・指導料を算定している患者については、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定可能とする。ただし、医師による指示の下、患者又はその家族等に十分に説明し同意を得た上で実施するものとし、当該月に訪問看護・指導を1日以上提供していること。また、医師の指示内容、患者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録に残すこと。
  - ・看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った日について、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定することとし、訪問を予定していた日数に応じて、月1回に限らず、電話等による対応を行った日について算定できるものとする。すでに当該加算を算定している患者については、当該加算を別途算定できる。
  - ・精神科訪問看護・指導料を算定している患者についても、同様の取扱いとし、訪問看護・指導体制充実加算のみを算定できるものとし、この場合についても、精神科訪問看護・指導料を算定せずに、当該加算のみを算定すること。

## 6月16日 臨時的な取扱い(その22)

新型コロナウイルス核酸検出等の算定について新たな取扱いが示された。

※1 SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出

※2 SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びにSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料。

(1) 療養病棟入院基本料等を算定する場合、下記の入院料を算定する患者に対し、※1を実施した場合にあつては、※2に示す診療報酬が別算定可能となった。

### 対象となる入院料

**療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料(注5に規定する特定入院基本料又は注6に規定する点数を算定する場合に限る。)、有床診療所療養病床入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、特定一般病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料、短期滞在手術等基本料**

(2) 介護老人保健施設又は介護医療院に入所(これらにおいて短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合を含む。)する患者に対し、保険医療機関が、※1を実施した場合にあつては、※2に示す診療報酬が別算定可能となった。

(3) 入院中以外において、**小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料**を算定する患者に対し、※1を実施した場合にあつては、※2に示す診療報酬が別算定可能となった。

なお、(1)～(3)については検査を実施した日時及び検査実施の理由等について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、診療報酬明細書の記載方法については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和2年5月13日付保医発0513第2号厚生労働省保険局医療課長通知)に基づき記載すること。

## 6月23日 臨時的な取扱い(その23)

(1) DPC対象病院の病棟における、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者についての算定点数が4月18日発出臨時的な取扱いその12と同様の取扱いとなり、DPC病院算定告示別表4から6までに規定する点数とは別に示された。

- (2) 専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、DPC対象病院の病棟における、算定点数が5月26日発出臨時的な取り扱いその19と同様の取扱いとなり、DPC病院算定告示別表4から6までに規定する点数とは別に示された。
- (3) 6月15日発出臨時的な取り扱いその22で示された、療養病棟入院基本料等を算定する場合、介護老人保健施設等に入所等している場合及び入院中以外において一部の医学管理等を算定する場合におけるSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2抗原検出について、SARS-CoV-2核酸検出については令和2年3月6日以降、SARS-CoV-2抗原検出については同年5月13日以降に実施された診療から対象となる旨、示された。